令和6年度 第23回庁議提案

審議・報告・その他

提出目:令和7年3月21日

担当部・課:教育委員会・生涯学習課 [内線5052]

① 件 名

石巻市多目的ふれあい交流施設使用料の減免の見直しについて

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

石巻市多目的ふれあい交流施設の減免について、市立の教育機関、教育団体及び保育所が主催する行事に使用する場合、冷暖房料及び設備使用料は減免対象ではなく、類似施設である石巻市河北総合センターと取り扱いが異なっている。

【目的】

施設使用料の減免の取り扱いについて、類似施設との整合性を図るもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

石巻市多目的ふれあい交流施設使用料規則(平成17年石巻市規則第291号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成17年 3月 石巻市多目的ふれあい交流施設供用開始

平成26年 4月 石巻市多目的ふれあい交流施設指定管理開始

令和 6年 6月 現指定管理者より申し入れ

⑤ 主な内容

石巻市多目的ふれあい交流施設の減免基準について、下記のとおり変更する。

【現行】

減免対象	施設使用料	冷暖房料	設備使用料
・市立の小中学校、幼稚園その他の教育施設、教	100%	_	_
育団体が主催する行事に使用する場合			
・市立の保育所が主催する行事に使用する場合			

 \downarrow

【改正後】

減免対象	施設使用料	冷暖房料	設備使用料
・市立の小中学校、幼稚園その他の教育施設、教	100%	100%	100%
育団体が主催する行事に使用する場合			
・市立の保育所が主催する行事に使用する場合			

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

類似施設において施設使用料の減免の取り扱いが異なることの不均衡が是正され、利用者の負担が軽減される。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年 3月 石巻市多目的ふれあい交流施設使用料規則の一部改正 (施行予定年月日:令和7年4月1日)

令和7年 4月 令和7年第4回教育委員会定例会にて報告

9 その他

今回の見直し以外にも減免の取り扱いが施設間で異なっているが、指定管理者の利用料収入に も影響が及ぶことから、今後の運営状況を見据えたうえで、見直しを行う予定としている。